

成年後見登記に関する証明書について

(登記されていないことの証明書・登記事項証明書)

成年後見登記に関する「登記されていないことの証明書」、「登記事項証明書」は、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口（ただし東京法務局では後見登録課）において、証明書を受ける方の本籍地・住所に関わらず請求し、交付を受けることができます。[\(全国の窓口一覧はこちらから\)](#)

山形県内で窓口交付を希望されるお客様へ

山形県内の「登記事項証明書」、「登記されていないことの証明書」の請求・交付は、[山形地方法務局本局戸籍課](#)のみとなります。（注：県内に所在する支局・出張所では請求・交付事務の取扱いはされておられません。）

(場所) [山形市緑町一丁目5-48](#) [山形地方合同庁舎2階](#)

[山形地方法務局戸籍課](#) [\(戸籍課の御案内はこちらから\)](#)

郵送で申請されるお客様へ

郵送による申請は、[東京法務局後見登録課](#)のみ取扱いをしております。

[\(郵送の御案内についてはこちらから\)](#)

(お問合せ連絡先)

[東京法務局 民事行政部 後見登録課](#)

〒102-8226

[東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎](#)

電話 [03-5213-1360](#) (ダイヤルイン)

証明申請書及び委任状様式について

申請書用紙（記載例含む）については、山形地方法務局本局のほか各支局・出張所でも御案内しております。このHP画面上からも、以下①～⑦の必要な各項目をクリックして頂き、申請書等様式を表示することができます。

【登記されていないことの証明書】※申請書様式・記載例

- ① 本人が申請する場合
- ② 代理人により申請する場合（委任状を含む）
- ③ 配偶者や四親等内の親族が戸籍謄本等を添付して申請する場合
- ④ 代理人が配偶者や四親等内の親族の委任を受けて申請する場合

【登記事項証明書（あること証明書）】※申請書様式・記載例

- ⑤ 登記されている当事者（成年被後見人等、成年後見人等）が申請する場合
- ⑥ 代理人が申請する場合（委任状を含む）
- ⑦ 成年被後見人等の本人の配偶者または四親等内の親族が戸籍謄本等を添付して申請する場合

窓口での本人確認について

申請の際、窓口では申請されるお客様ご自身についての本人確認をさせていただきますので、窓口で申請される方について、下記の「本人確認書類」及び各申請の必要書類につき、お忘れのないようお願いします。

「本人確認書類」となるのは？（※いずれか一つ。写しは不可）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード^(注)、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート等、氏名及び生年月日が確認できる書類です。

(注)【住民基本台帳カードの利用について】

個人番号カードの交付を受けていない場合に限り、住民基本台帳カードの有効期限が来るまでの間は、本人確認書類として利用が可能です。

申請書とあわせて必要となるもの

1. 本人が申請する場合

①本人確認書類（※写しのみでは不可）

②収入印紙

※認印の持参は不要です。

2. 代理人により申請する場合

☆上記1の①②のほかに、以下のものがが必要です。

③委任状（証明を受ける本人から代理人にあてたもの）

※委任状には証明を受ける本人の住所氏名を記入

（注）証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族からの委任による場合には、委任状のほか「証明を受ける方」と「委任した親族等」の続柄も記載された発行から3か月以内の戸籍謄本又は住民票等が必要となります。

3. 証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族が直接申請する場合

☆上記1の①②のほかに、以下のものがが必要です。（※委任状は不要）

④発行から3か月以内の戸籍謄本・住民票等

（※証明を受ける方と申請される方との親族関係が確認できる記載のあるもの。）

手数料

収入印紙での納付となります。

※郵便局のほか、山形地方合同庁舎1階山形地方法務局登記部門事務室の印紙売場でも販売しています。

登記されていないことの証明書・・・1通 300円

登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・1通 550円

申請等でご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

山形地方法務局戸籍課 電話023-625-1617